

青森県報

第三百十九号

令和三年
六月九日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による介護医療院の開設許可……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こ ども み ら い 課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更……………(林 政 課) ……二
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商 工 政 策 課) ……三
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農 村 整 備 課) ……三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(防 災 危 機 管 理 課) ……四

告

示

青森県告示第四百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第百十四条の七第一号の規定により公示する。

令和三年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

介護医療院の開設者	名称又は氏名	名称	所在地	年月日可
医療法人慈仁会	五所川原市金木町朝日山四五三	尾野病院	五所川原市金木町朝日山四五三	令和三年六月一日

名称	所在地	指定期限
みんゆう薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町一の一	令和三年五月三十一日
みんゆう調剤薬局松原店	弘前市大字松原東二丁目一四の六	〃
みんゆう調剤薬局アルカディア店	弘前市大字扇町一丁目一の六	〃
みんゆう調剤薬局桔梗野店	弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三	〃
みんゆう薬局黒石病院前店	黒石市北美町一丁目七四の一	〃
みんゆう調剤薬局西北店	五所川原市鎌谷町一六三の三	〃
みんゆう調剤薬局フレンドファーマシー五所川原店	五所川原市中央二丁目二四	〃
大開調剤薬局	弘前市大字大開二丁目五の一	〃

すずらん調剤薬局三岳店	弘前市大字三岳町六の三一	〃
はらくり訪問看護ステーション	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一三の二	〃

青森県告示第四百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
株式会社絆	株式会社絆	上北郡おいらせ町鷲久保山一七の六八九日七六A A	居宅介護	サボテン	三沢市中央町二丁目一二の一	令和三年七月三十一
株式会社絆	株式会社絆	上北郡おいらせ町鷲久保山一七の六八九日七六A A	重度訪問介護	サボテン	三沢市中央町二丁目一二の一	〃

青森県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - （一） 東津軽郡平内町大字狩場沢字関口一〇八の一〇（次の図に示す部分に限る。）
 - （二） 保安林として指定された目的
干害の防備
 - （三） 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （1） 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - （1） 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。
- （二） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - （1） 東津軽郡平内町大字狩場沢字関口一〇八の一〇（次の図に示す部分に限る。）
 - （二） 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - （三） 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （1） 次の森林については、主伐は、択伐による。
字関口一〇八の一〇（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - （3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - （1） 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

よこまちストア三沢店

三沢市岡三沢一丁目四九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社よこまち

八戸市大字尻内町字八百刈三九の三

代表取締役 横町俊明

三 三沢市の意見の概要

1 当該店舗の屋根が落雪式である場合、北側に落雪させる構造となることが予想されるが、北側には防火水槽及び市道岡三沢・平畑線が存在しているため、屋根の構造が落雪式である場合は、その影響の検討について情報提供すること。

2 周辺地域が第一種中高層住居専用地域であることから、店舗出店に伴い良好な住居の環境を害する恐れが無いよう努め、騒音、振動、交通対策等については必要の都度対応を十分に講じ、近隣住民に対し配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

1 届出書添付書類（騒音発生源位置図、騒音予測地点位置図）において、当該店舗に隣接する建物は、住居や事業所等その用途が表記されているが、よこまちストア棟に隣接する建物（住居）についてはその用途が表記されていない。当該住居を住居以外の用途と認識した上で調査を行い、建設計画を作成したのであれば、変更が必要である。

2 よこまちストア棟においては、隣接する住居側に空調室外機四台及び給排気口十七台が設置される計画となっており、騒音のほか、多くの給排気口からの排気による住居側の空気の汚染、調理場の排気口からの臭気等、生活環境の悪化が懸

念される。

3 昼間の等価騒音レベルの予測結果については、よこまちストア棟に隣接する住居付近の予測地点において、基準値を満たしているものの基準値との差が僅かであり、十四地点ある騒音予測地点の中で最も高い値を示していること、また、当該店舗を含む周囲の建物や地面のアスファルトに音が反響した場合には基準値を超える可能性が考えられることから生活環境の悪化が懸念される。

4 よこまちストア棟と直近の住居の距離は約八メートルしか離れておらず、現行の計画どおりに建設が進められた場合は、騒音、排気、臭気による生活環境の悪化が大変懸念される。

5 騒音、排気、臭気の問題を未然に防ぐためにも、空調室外機、給排気口を店舗の裏側、西側、屋上等に分散、設置するとともに、荷さばき施設一、廃棄物等保管施設一、台車保管倉庫については店舗裏側に設置する等の対応をしていただきたい。対応が難しい場合は、店舗面積を縮小することによる直近住居との距離の確保と騒音、排気、臭気による生活環境の悪化に対する対策を講じていただきたい。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

令和三年六月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、夏坂ダム地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができ

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して

六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月十日から同年七月七日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場及び田子町役場

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県防災情報ネットワーク更新に係る詳細設計業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県危機管理局防災危機管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年五月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社通電技術

北海道札幌市白石区平和通二丁目北一の一〇〇

六 契約金額

三千二百四十五万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円